新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連

特別定額給付金事業

給付対象者

給付対象者は、基準日（令和２年４月27日）において、住民基本台帳に記録されている方です。※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

受給権者

受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主の方です。

給付額及び給付方法

給付対象者１人につき10万円を給付します。給付方法は、銀行振込みが原則となります。銀行口座がないなど、やむを得ない場合に限り、窓口給付とします。

申請期限８月７日（金）です。申請はお早めに。

よくある質問

・4月27日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか。

給付対象者となります。
4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

・基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

基準日（4月27日）以降に亡くなられた人についても、給付対象者となります。

・海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。

4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となります。
お住まいの市区町村で住民登録の手続をしてください。

・給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

申請方法は、村から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）又はマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方式）が基本です。

・世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での代理人による申請も可能です。
基準日（4月27日）時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で村長が特に認める方（※）による代理申請が認められます。
代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。
※ 民生委員、親類の人等世帯主の身の回りの世話をしている方

給付金の申請方式は２パターンあります。

給付金の申請の流れ

郵送申請方式

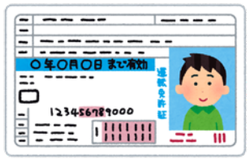

本人確認書類
運転免許証のコピー、健康保険証のコピー等

振込先口座確認書類
通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー又はキャッシュカードのコピー等

①村から受給権者宛てに申請書を郵送しています。
申請書表面には、世帯主の氏名や生年月日、現住所、振込先の口座等の必要な情報を記入してください。
②申請書裏面には、代理申請を行う場合の記入欄があります。代理申請を行う場合は、代理人氏名や申請者との関係、生年月日、住所等の必要な事項に記入してください。
③記載漏れや記載誤りがないか確認したら、**申請書裏面に本人確認書類と振込先口座確認書類の写しを貼り付けて、**村福祉子育て支援課に返送してください。

本人確認書類等の写しを作成することができない方は役場及びトマム支所窓口へ

確認書類の写しを自宅で作成することが困難な方は、役場及びトマム支所窓口で写しを作成することができます。
対象の書類以外の写しは作成することができませんのでご注意ください。

オンライン申請方式　※マイナンバーカード所持者が利用可能です

マイナポータルの「ぴったりサービス（市町村の行政手続きの検索・オンライン申請画面）」上に特別定額給付金の申請画面が設けられています。マイナポータルにアクセスして申請内容を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認を行ってください。
マイナポータルからオンライン申請を行う場合は、マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマホ、PCの場合はICカードリーダ、マイナポータルAPのインストール、マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号が必要です。ご利用の動作環境によっては、サービスに対応していない場合があります。

マイナポータルとは？
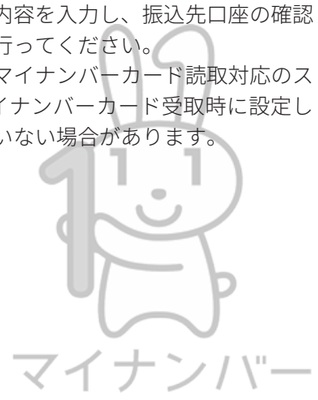
マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。
オンラインで行政手続きが申請できたり、行政からのお知らせを受け取ったりすることができます。
マイナンバーカードの公的個人認証機能を使用してログインするため、セキリュティも安心です。